

宇多津町下水道事業経営戦略

令和 3 年 2 月

宇多津町地域整備課

宇多津町下水道事業経営戦略

団	体	名	:	宇多津町							
事	業	名	:	下水道事業							
策	定	日	:	令和	3	年	2	月			
計	画	期	間	:	令和	3	年度	～	令和	12	年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和60年度 (35年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	40.3 (令和元年度末)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	宇多津町の下水道使用料については、基本使用料のある累進従量使用料制を採用しており、使用料は下水道を管理運営していくために必要な経費を賄うもので適正な原価にて設定するものである。 ※料金体系 基本料金 10㎡まで 1,000円 従量料金 11㎡から20㎡まで 125円、21㎡から30㎡まで 135円、31㎡から50㎡まで145円、51㎡から100㎡まで175円、101㎡以上は 195円 基本料金と従量料金の合計額に消費税を加えた額とする。ただし1円未満の端数は切り捨てる。					
業務用使用料体系の概要・考え方	同上					
その他の使用料体系の概要・考え方	公衆浴場の汚水については従量使用料制を採用している。 ※料金体系 従量料金 1㎡から250㎡まで 45円、251㎡以上は 50円 従量料金に消費税を加えた額とする。ただし1円未満の端数は切り捨てる。					
条例上の使用料*2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,430 円	実質的な使用料*3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,243	円
	平成30年度	2,430 円		平成30年度	3,232	円
	令和元年度	2,475 円		令和元年度	3,237	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	3名
事 業 運 営 組 織	平成29年度までは宇多津町水道課として上下水道事業共に運営してきたが、平成30年度からは水道課上水道事業の香川県広域水道企業団化により、下水道事業が宇多津町地域整備課へと統合された。下水道係は3名の職員にて運営しているが、事業量・事業内容の変化など必要に応じて、運営組織について検討を行う。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	当町は下水処理場を持たず、また事業費も少ないため導入の予定はない。
	イ 指定管理者制度	同上
	ウ PPP・PFI	同上
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	当町下水道事業は下水処理場を持たないため未検討。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当町下水道事業は未利用土地・施設の該当がないため未検討。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に作成・公表した平成30年度決算「経営比較分析表」を添付。「経営比較分析表」とは経営状況や施設状況を表す経営指標を活用し、当町の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状と課題を的確に把握するものである。

経営比較分析表（平成30年度決算）

香川県 宇多津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	88.68	95.57	2,430

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
18,478	8.10	2,281.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
16,383	4.03	4,065.26

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【 平成30年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成30年度については有収水量が減少傾向にあり、その中でも使用料単価の高い大口使用者の排水量の減少が影響し、使用料収入は減少している。また、繰入金の計上額を適正化したことで、雨水処理負担金・他会計繰入金も前年度より減少し、総収益に影響を与えている。適切な維持管理、元利償還金の通減により総費用の縮減が図れているが、収益的収支比率は減少となった。使用料で回収すべき汚水処理費も縮減しており、経費回収率は類似団体平均値を上回っている。汚水処理原価も類似団体平均値を下回っており、現状は使用料収入で汚水処理費用は賄えていると言える。今後も安定した経営を保つためには、大規模な修繕等が発生しないよう計画的な維持管理・点検を行いながら、未水洗化世帯への接続促進など使用料収入増加策が必要である。

企業債の償還が進んでおり、企業債現在高は今後も減少していく。企業債残高対事業規模比率についても全国平均数値を下回っているが、施設の老朽化対策や近年重点項目となっている地震・浸水対策への投資検討も必要である。ストックマネジメントを適正に行い、補助金等を有効活用しながら適切な投資を継続し、経営への影響を最小にするよう努める。

水洗化率については類似団体平均値より高いが、近年は同水準で推移している。使用料収入増加策としても水洗化を促進していく必要があると考える。

2. 老朽化の状況について

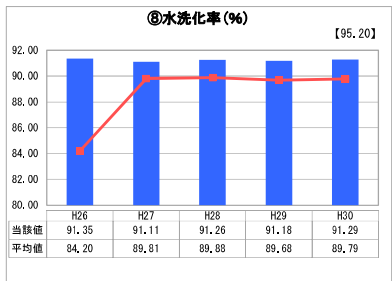
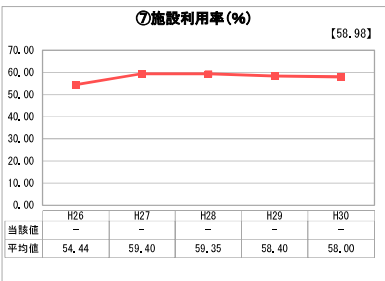
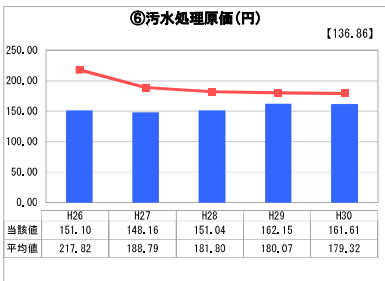
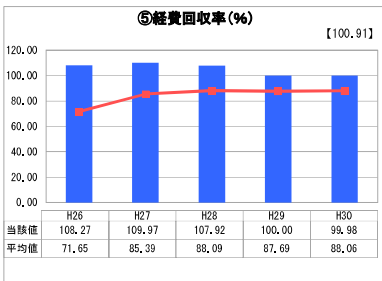
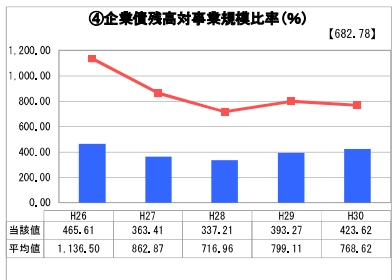
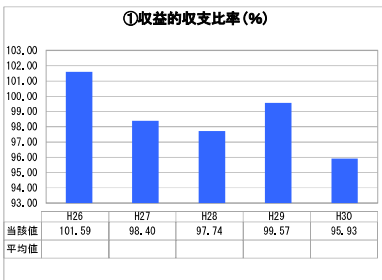
昭和54年から公共下水道工事に着手しており、整備開始当初の管渠の老朽化対策が必要であるため、長寿命化計画に基づく汚水管の管更生を実施している。平成30年度は0.9kmの管更生工事を実施し、長寿命化計画で定めた緊急度の高い老朽管渠の対策は行った。今後もストックマネジメント計画策定に着手し、計画的な維持管理を継続していく必要があると考えている。しかし、管渠等の耐震化も必要であることから、老朽化対策との調整を図りながら計画的に耐震化対策にも着手していく。

全体総括

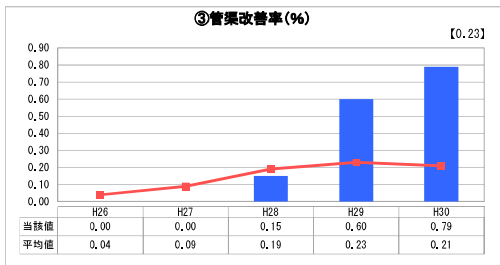
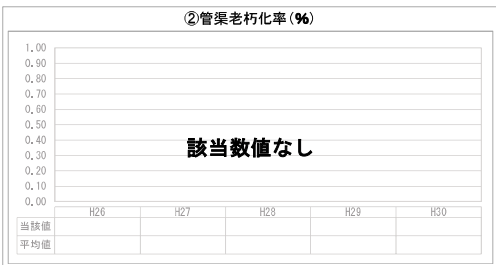
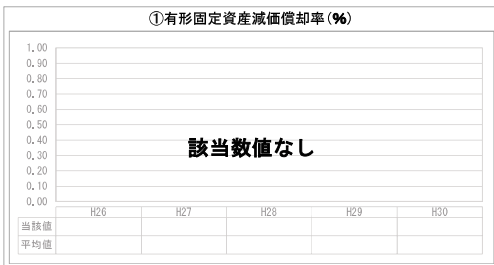
公共下水道の供用開始から30年以上が経過しているため、今後、大幅な面整備の進捗はなく、下水道処理人口・有収水量の継続的な増加は見込まれない。使用料収入の大幅な改善は困難な中で、後は面整備のみならず既存施設の維持管理や耐震対策等に取り組んでいかなければならない。

経営の健全性を保つためにも令和2年度に策定を予定している経営戦略の中で、投資試算や財源試算の精査、経営状況の的確な現状把握を行い、財政収支のバランスを意識していく。未接続世帯への水洗化促進と計画的なストックマネジメントによる維持管理費の平準化、費用対効果を意識した投資検証を随時行い、公共下水道事業の経営を持続可能なものとしていかなければならない。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所による将来行政人口推計に下水道普及率を乗じ、毎年度の整備予定人口を加算し、推計を行った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
処理区域内人口 予測（人）	16,324	16,576	16,610	16,644	16,757	16,850	16,921	17,001	17,038	17,075	17,119	17,162

(2) 有収水量の予測

年度毎に有収水量に増減はあるが、平成21年度以降は有収水量が増加傾向であり、200万tを超えるような状態であった。節水型設備の普及や企業の節水努力により、今後は年間有収水量が減少していくと考えられる。年間有収水量の予測値は、上記処理区域内人口の予測を勘案して算出した。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
有収水量 予測（t）	2,076,220	2,087,947	2,077,046	2,066,084	2,064,917	2,060,975	2,054,192	2,048,309	2,037,260	2,026,142	2,015,663	2,005,104

(3) 使用料収入の見通し

毎年面整備を進めており、処理区が拡大していることから、使用料収入も平成28年度までは増加傾向であった。しかし、節水型設備の普及や大口利用者の節水努力、下水道計画区域外での宅地造成による下水道以外の人口増により、人口自体は増加したとしても、下水道使用料収入は逡減していくものと予想される。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
使用料収入 見通し（千円）	336,033	335,000	334,000	332,500	331,400	329,900	328,000	326,200	323,700	321,100	318,700	316,300

(4) 施設の見通し

供用開始から35年（令和2年度）が経過しており、平成28年度から平成30年度にかけて管渠の長寿命化、平成26年度から平成29年度にかけて雨水ポンプ場の長寿命化工事を実施し、耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加の抑制を図っている。今後は、ストックマネジメント計画を策定し、計画に則った改築・更新することで維持修繕費用の大幅な増加を抑制する。

(5) 組織の見通し

令和6年度から地方公営企業法を適用する予定であり、「経営の見える化」による経営基盤の強化に努めていく。一般会計とは大きく異なる会計であることから、職員の異動による業務引継ぎがスムーズに行えるよう、業務のマニュアル化や共有、研修などの充実などを図っていく。

3. 経営の基本方針

【現状と課題】
本町では、中讃流域下水道整備計画に基づき、全体計画547ha、事業認可481.7ha の公共下水道整備を進めている。令和元年度末現在、下水道普及率（人口比）は88.78％、供用区域における水洗化率は91.3％と、実際に下水道を使用しているのは、総人口の約8割となっている。下水道は住民生活や社会活動に欠かすことのできない重要なインフラであり、今後、近年頻発しているゲリラ豪雨への対応も視野に入れた対策を検討しつつ、施設の耐震性の確保や老朽化する施設への対応など、多様化・高度化するニーズに対し、様々な視点から施策を展開しながら機能の充実、維持・更新を図っていく必要がある。

【基本方針】
下水道整備計画に基づき、引き続き計画的・効率的な整備を図り、未整備区域の早期解消・水洗化率の向上を図る。また、施設の老朽化等に伴う維持補修や耐震改修、長寿命化を計画的に実施するとともに、施設の維持管理の効率化を推進し、下水道の健全かつ安定的な事業運営に努める。

- 公共下水道の充実
下水道整備計画に基づき、引き続き計画的、効率的・重点的な整備を推進する。また、近年多発するゲリラ豪雨に備え、浸水対策を推進する。
- ストックマネジメント制度と連携した施設の老朽化対策・耐震化
施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のため、施設の耐震化や、ストックマネジメント制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に取り組み、効率的な処理体制を確立する。
- 下水道施設の定期点検の充実
計画的な管渠調査を実施し、確実・安定・持続的な処理に向けた予防保全型の維持管理を推進する。
- 水洗化率の向上
広報誌やホームページを活用・充実し、未水洗化世帯に対して公共下水道への切替を促していく。
- 健全・安定的な事業運営
安全・快適な住民生活を支える下水道事業を持続的に進めていくために、施設を適正かつ合理的に管理するとともに、中長期的な視点から健全かつ安定的な事業運営を進めていく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	当町では昭和54年に公共下水道工事に着手しており、下水道普及率も88.78％(令和元年度末)と面整備も進んでおり、水洗化率も91.3％と高い。令和2年度～令和6年度に町南部地区を中心に下水道新設を予定しているが、今後は面整備から管渠の老朽化対策や災害対策へと主眼を移していかなければならない。近年は平成26年度に策定した長寿命化計画に基づき、汚水管の管更生を実施しており、平成28年度～平成30年度に町北部の大橋地区、浜地区等で約1.5kmの管更生工事を実施している。長寿命化計画で定めた緊急度の高い老朽管渠の対策は実施したため、今後はストックマネジメント計画策定に着手し、老朽管渠及び雨水ポンプ場等の計画的な維持管理を継続していく。
-----	---

当町の汚水処理人口比率は98％と高く、未普及対策に係る国費の重点配分からは除外される。このため、下水道新設については、社会資本整備総合交付金事業における町単独の整備計画を策定し、令和2年度～令和6年度の計画期間に町南部地区を中心に工事を行う。以降は、国費の配分減も鑑みながら、要望に応じながら新たな整備計画を策定していく予定である。
更新に関する投資については令和4年度からストックマネジメント計画策定のための管渠、ポンプ場等の調査の実施を予定しており、優先順位付けを行った上で、計画的な修繕・改築を実施することにより施設管理を最適化して投資の平準化を図る。
平成29年度に策定した総合地震対策計画に基づき、令和元年度～令和3年度は耐震対策として下水道管路施設の耐震化を行い、令和2年度には減災対策として広域避難所におけるマンホールトイレ設置工事を行った。また近年多発するゲリラ豪雨対策として下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、庁舎周辺地域を重点地域として令和2年度に雨水貯留槽を2基設置する。さらに令和4年度に雨水貯留槽1基を設置予定である。防災対策が喫緊の課題であるため、国庫補助金等を有効活用しながら適切な投資を継続し、経営への影響を最小にするよう努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	当町では国立社会保障・人口問題研究所による将来行政人口推計において行政人口は増加予測の見通しである。また、平成21年以降、有収水量が200万tを超える良好な結果を示していたこともあり、使用料収入も平成28年度までは増加傾向であった。しかし、直近において、人口は同水準にも関わらず有収水量が減少傾向に転じている。使用料収入は逓減していくものと考えられるため、水洗化率の向上を図り収入の増加・確保に努める。今後、汚水処理単価等の予想しない増加や、行政人口が大きく減少に転じて使用料収入も大きく減少するなど、一般会計繰入金が増加する場合は使用料単価の見直しも視野に入れる必要がある。令和6年度からの地方公営企業法適用が義務化されたこともあり、法適用後の経営戦略見直しの際には、改めて適正な原価を再計算する。
-----	--

直近においては、節水型設備の普及や大口利用者の節水努力、下水道計画区域外での宅地造成による下水道以外の人口増などにより、人口は同水準にも関わらず有収水量が減少傾向に転じている。人口自体は増加したとしても、下水道使用料収入は逓減していくものとして、本計画期間における下水道使用料については3億2千万円弱の収益を見込んでいる。しかし、過去の大規模整備の企業債の償還が完了することで元利償還金は大きく減少する上に、有収水量(浄化センターでの処理水量)の減少により汚水処理負担金も抑えられることから収益的収支比率は維持できるものと考えられる。安定した料金収入確保のため、水洗化率の向上に努める。
一般会計からの繰入金は主に下水道事業債の元利償還と雨水事業の維持管理に充当している。雨水ポンプ場における維持管理・修繕に係る費用の増大を長寿命化計画にて縮減を図っており、今後もストックマネジメント計画を策定し国庫補助事業化することで縮減を図る。また、計画期間において元利償還金は大幅に減少してため、一般会計繰入金的大幅な増加は抑制される。収支が均衡しない年度においては基準外繰入として計上することとなるが、今後の経営状況に注視し、水洗化率の向上等による収入の増加・確保を図るとともに、経費の節減により基準外繰入の軽減に努める。
今後、下水道事業の新設が減少するものの、更新・改築事業や防災事業が引き続き行われるため、事業費の2分の1程度及び単独事業の企業債の借り入れは継続される。老朽化対策や防災事業など必要な事業については確実に執行することを基本としながらも、優先順位を明確にし、新規の起債借入額は償還額の範囲から大きく乖離しないよう努め、起債残高の削減を目指す。また、令和2年度から4年度において公営企業会計適用に伴う関連業務のため、民間資金の借り入れを行う予定である。なお、償還方法について今後は、有利な金利方式を比較検討し、支払利息の低減を図っていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 平成30年度より香川県では上水道事業が県内統合され、香川県広域水道企業団となったため、水道課がなくなり下水道事業は地域整備課と統合された。水道課がなくなったことで課長職も地域整備課と一本化されたため、課長職1名・職員3名の体制から職員3名のみに再編成され、職員給与費は減少している。本計画期間についても、3名体制とし人件費の上昇は見込まず、現在の水準で推移するものとしている。
○修繕費に関する事項 本計画期間では、維持修繕費用については約1,500万円を予定している。雨水ポンプ場等の下水道施設については、平成26年度から平成29年度にかけて長寿命化工事を実施したため、従来、維持修繕費として計上していた費用が近年は減少している。しかし、今後も老朽化は進行するため、維持修繕費は増加傾向にて計上するが、ストックマネジメント計画を策定し、計画に則った改築・更新をすることで維持修繕費用の大幅な増加を抑制する。
○委託費に関する事項 本計画では、約1,700万円の委託料を計上しており、雨水ポンプ場やマンホールポンプ場における保守管理、緊急時の対応などを委託し、サービス水準の向上に努める。また、下水道使用料の徴収事務について、香川県広域水道企業団へ委託することで、効率的な運営を図っている。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点での具体的な取り組みはない。
投資の平準化に関する事項	管渠・雨水ポンプ場等については、ストックマネジメント計画策定に着手し、老朽化の進展状況を考慮した優先順位付けを行った上で点検及び調査、修繕・改築を実施することにより、施設管理を最適化して投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点での具体的な取り組みはない。
その他の取組	現時点での具体的な取り組みはない。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現時点で使用料の見直しの予定はない。しかし、人口減少の影響や節水型設備などの普及に伴う有収水量の減少が顕著となり、収支ギャップ解消に係る取組等の合理化・効率化を徹底した場合でも収益確保等が見込まれない場合は、料金の改定を検討する必要があると考える。また、改定をする場合には住民への十分な説明と理解を得ることが必要である。
資産活用による収入増加の取組について	当町において下水道特別会計独自の資産はなく、資産活用による収入増加は見込まれない。
その他の取組	起債については、補助金等を活用することで最低限必要な額にとどめるよう努め、金利や償還期間などできる限り有利な条件を検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点での具体的な取り組みはない。
職員給与費に関する事項	計画期間中は3名の職員にて算定をしているが、事業量・事業内容の変化など必要に応じて、運営組織について検討を行う。
動力費に関する事項	該当なし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	供用開始から30年以上経過しているため、適切な修繕計画のもと、修繕工事に努めていく。
委託費に関する事項	雨水ポンプ場、マンホールポンプ場の維持管理や保守点検などについて、適正かつ最低限必要な内容の業務とし、経費の削減と効率化に努める。
その他の取組	人口減少傾向にある中、確実な財源確保を目指すために、水洗化率や使用料収納率の向上に努めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	年度毎に進捗管理を行うとともに、中間年度である5年毎に本経営戦略を見直し、PDCAサイクルを効果的に働かせて経営戦略の質を高めていく。今回策定した経営戦略については、令和6年度の地方公営企業法適用以降に見直しを行うこととしている。
---------------------	---

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

年 度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分			（ 決 算 ）	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕										
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	474,846	466,192	433,596	412,790	431,655	421,819	415,328	413,818	396,763	396,813	394,916	377,509
		(1) 営 業 収 益 (B)	437,268	445,946	415,742	401,410	403,787	402,459	400,493	399,630	396,060	396,136	394,264	376,865
		ア 料 金 収 入	336,033	335,000	334,000	332,500	331,400	329,900	328,000	326,200	323,700	321,100	318,700	316,300
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	101,235	110,946	81,742	68,910	72,387	72,559	72,493	73,430	72,360	75,036	75,564	60,565
		(2) 営 業 外 収 益	37,578	20,246	17,854	11,380	27,868	19,360	14,835	14,188	703	677	652	644
		ア 他 会 計 繰 入 金	37,354	20,196	17,804	11,330	27,818	19,310	14,785	14,138	653	627	602	594
		イ そ の 他	224	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	245,879	323,842	285,474	286,905	282,770	280,436	278,579	271,761	260,358	259,088	257,873	241,698
		(1) 営 業 費 用	192,523	278,671	245,571	250,871	249,271	249,571	249,871	244,871	234,971	234,971	234,971	219,971
		ア 職 員 給 与 費	5,030	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	187,493	273,271	240,171	245,471	243,871	244,171	244,471	239,471	229,571	229,571	229,571	214,571
		(2) 営 業 外 費 用	53,356	45,171	39,903	36,034	33,499	30,865	28,708	26,890	25,387	24,117	22,902	21,727
		ア 支 払 利 息	53,356	45,171	39,903	36,034	33,499	30,865	28,708	26,890	25,387	24,117	22,902	21,727
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		228,967	142,350	148,122	125,885	148,885	141,383	136,749	142,057	136,405	137,725	137,043	135,811
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	257,561	560,510	261,397	413,765	221,837	223,225	214,703	195,060	183,748	171,947	160,525	271,604
		(1) 地 方 債	136,400	301,700	136,800	191,600	109,300	102,800	107,600	108,000	103,100	97,400	92,600	138,400
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	58,106	40,110	64,597	74,665	47,637	57,325	42,303	32,360	31,848	31,747	30,925	30,704
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 国 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国（都道府県）補助金	61,500	216,500	60,000	147,500	62,000	61,000	63,000	52,000	47,000	41,000	36,000	101,500
		(6) 工 事 負 担 金	1,555	2,200			2,900	2,100	1,800	2,700	1,800	1,800	1,000	1,000
		(7) そ の 他												
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	454,371	732,954	412,440	541,770	373,143	367,229	353,272	339,238	319,206	307,634	296,103	407,179
		(1) 建 設 改 良 費	235,313	531,444	239,270	390,770	221,170	223,070	213,770	194,370	183,570	171,870	161,170	272,470
		ウ ち 職 員 給 与 費	14,494	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	219,058	201,510	173,170	151,000	151,973	144,159	139,502	144,868	135,636	135,764	134,933	134,709
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 196,810	△ 172,444	△ 151,043	△ 128,005	△ 151,306	△ 144,004	△ 138,569	△ 144,178	△ 135,458	△ 135,687	△ 135,578	△ 135,575

投資・財政計画
（収支計画）

（単位：千円、％）

年 度		令和元年度 （決算）	令和2年度 〔決算〕 〔見込〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	32,157	△ 30,094	△ 2,921	△ 2,120	△ 2,421	△ 2,621	△ 1,820	△ 2,121	947	2,038	1,465	236
積 立 金	(K)	38											
前年度からの繰越金	(L)	17,177	49,296	19,202	16,281	14,161	11,740	9,119	7,299	5,178	6,125	8,163	9,628
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	49,296	19,202	16,281	14,161	11,740	9,119	7,299	5,178	6,125	8,163	9,628	9,864
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	28,658											
実 質 収 支	黒 字 (P)	20,638	19,202	16,281	14,161	11,740	9,119	7,299	5,178	6,125	8,163	9,628	9,864
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	102	89	95	94	99	99	99	99	100	100	101	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	437,268	445,946	415,742	401,410	403,787	402,459	400,493	399,630	396,060	396,136	394,264	376,865
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	2,586,273	2,686,463	2,650,093	2,690,693	2,648,020	2,606,661	2,574,759	2,537,891	2,505,355	2,466,991	2,424,658	2,428,349

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		令和元年度 （決算）	令和2年度 〔決算〕 〔見込〕	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		138,589	131,142	99,546	80,240	100,205	91,869	87,278	87,568	73,013	75,663	76,166	61,159
	うち基準内繰入金	109,989	131,142	99,546	80,240	100,205	91,869	87,278	87,568	73,013	75,663	76,166	61,159
	うち基準外繰入金	28,600											
資 本 的 収 支 分		58,106	40,110	64,597	74,665	47,637	57,325	42,303	32,360	31,848	31,747	30,925	30,704
	うち基準内繰入金	18,845	15,610	10,097	5,165	3,137	2,825	2,803	2,860	2,348	2,247	1,425	1,204
	うち基準外繰入金	39,261	24,500	54,500	69,500	44,500	54,500	39,500	29,500	29,500	29,500	29,500	29,500
合 計		196,695	171,252	164,143	154,905	147,842	149,194	129,581	119,928	104,861	107,410	107,091	91,863